

## ◎新潟県告示第1434号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年11月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称  
上越市
- 2 事業の種類  
上越市立直江津地区公民館北諏訪分館移転事業
- 3 起業地
  - (1) 土地
    - ア 収用の部分  
上越市大字上千原字百々向及び字中の坪地内
    - イ 使用の部分  
なし
  - (2) 建物
    - ア 収用の部分  
上越市大字上千原字百々向及び字中の坪地内
    - イ 使用の部分  
なし

### 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性

上越市立直江津地区公民館北諏訪分館移転事業（以下「本件事業」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館を移転する事業であり、上越市立直江津地区公民館北諏訪分館（以下「北諏訪分館」という。）は、法第3条第22号に該当する施設である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な経費について今年度予算措置しており、履行の確約をしていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性

##### ア 得られる公共の利益

上越市では、平成27年2月に「上越市公の施設の再配置計画」を策定し、公共施設の数や配置の見直しを行っている。公民館についても、適正な規模や統廃合の検討を行い、北諏訪分館は、地域の課題や意見をまとめる地域コミュニティとして統治性が高い拠点施設であることから、存続する方針としている。

しかし、北諏訪分館は、建設後36年を経過しており、水害による建物の損傷などから老朽化が著しく、平成23年度に実施した建物耐震診断では、倒壊の可能性が高いと判定されている。地域住民からは、近隣に所在する築年の比較的新しい「えちご上越農業協同組合」（以下「JAえちご上越」という。）の空き店舗へ公民館機能を移転するよう要望が出ており、こうした状況から、市は、本件起業地に係る土地及び建物を取得し、必要最小限の改修を行うことで空き店舗を有効に活用できると判断し、北諏訪分館を移転することとしている。

本件事業の実施により、耐震性の高い建物への移転によって安心して利用できるようになり、また、集会室等の面積や室数が増加することから、様々な用途に対応でき、利用機会も増加することが予測される。地域住民の生涯学習の場が豊富に提供され、公民館活動の基盤が充実することは、地域の活力を生み出すものであり、地域づくりの推進にとって重要であることから、本件事業が公共の利益に果たす役割は大きいものと考えられる。

本件事業による近隣住民等の周辺環境への影響として、施設利用による夜間の騒音が考えられるが、民家等から一定の距離が確保できていることや、利用時間を午後10時までとし、影響を最小限にとどめることとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

##### イ 失われる利益

本件起業地について、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に関しては、起業地内に周知の埋蔵文化財は確認されておらず支障はないこと、自然環境の保全に関しては特別の配慮は要しないことを、市で担

当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、学校区などの単位となる生活圏内に配置すること、利便性の高い立地であることなどの観点から、現在の施設の建て替え案のほか本件起業地を選定し、2案について比較検討した結果、J A えちご上越の空き店舗の活用は、新築する場合に比べ事業費を抑えることができること、近接する保育園の保育や登降園時の動線に悪影響を及ぼさないこと、道路交通上の利用者の安全面などから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の施設は地震や積雪による倒壊の危険性があり、できるだけ早期に安全な利用環境を整える必要があること、地域住民から J A えちご上越への公民館機能の移転要望が市に出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び建物を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第 20 条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

上越市教育プラザ